

島根県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第5の規定に基づき、評価調査者養成研修等の内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）及び更新時研修の3種類とする。

(養成研修)

第3条 県は、評価調査者の養成のために、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条第4号ア又はイに該当する者を対象に、評価の実施に必要な知識や手法等を習得させる養成研修を行う。

2 養成研修の標準となるカリキュラムは別添1のとおりとする。

(継続研修)

第4条 県は、養成研修修了者のうち評価業務に携わる者に対して、業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、継続研修を行う。

2 継続研修の標準となるカリキュラムは、別添2のとおりとする。

(更新時研修)

第5条 県は、第三者評価機関認証の更新に際して、当該第三者評価機関に所属する評価調査者を対象に、更新時研修を行う。

2 更新時研修の標準となるカリキュラムは、別添3のとおりとする。

(研修の実施)

第6条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者を講師として実施する。

2 研修に係る実費は受講者の負担とする。

3 全国社会福祉協議会が実施した調査者指導者研修又は養成研修を受講した者及び他の都道府県が実施した養成研修を受講した者については、その内容に応じ県が行う養成研修の全部又は一部を免除する。

4 次の各号のいずれかに掲げる研修を受講した者は、当該年度において島根県の実施する継続研修を受講したものとみなす。

(1) 全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修、評価調査

者継続研修又は社会的養護関係施設評価者養成研修又は社会的養護関係施設評価者継続研修

- (2) 他の都道府県が実施する継続研修等でその内容が県が実施する継続研修と同等以上のものと認められるもの
- 5 全国社会福祉協議会が実施する更新時研修を受講した者は、当該年度において島根県の実施する更新時研修を受講したものとみなす。

(修了の認定)

- 第7条 受講者は、1回の研修で定められたカリキュラムの全てを履修しなければならない。但し、災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、評価業務の実施に支障がないと認められる場合は、修了を認定することができる。
- 2 養成研修については、実習等を通じて評価業務を実施する能力があると認められた者を研修の修了者とする。
- 3 継続研修又は更新時研修における講師が評価調査者である場合において、当該講師については、当該研修において自己が担当する科目の受講を免除し、その他の科目を全て履修した場合には、当該継続研修又は更新時研修を修了したものと認定する。

(修了者資格の有効期間)

- 第8条 養成研修の修了証書の有効期間は、交付の日から2年が経過する日の属する年度の末日までとする。
- 2 有効期間内に継続研修を修了した者は、有効期間終了年度の翌年度から3カ年を有効期間とする。
- 3 やむを得ない理由により、有効期間内に継続研修を修了しなかった者については、有効期間が終了した年度から1年以内に限り継続研修の受講資格を付与する。ただし、有効期間は修了後2年が経過する日の属する年度の末日とする。

(県社協への委託)

- 第9条 県は、本要領に定める研修の実施を島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に委託することができる。
- 2 県社協は、研修の実施に当たっては、広く周知を図る手段を講じるものとする。
- 3 県社協は、研修の修了を認定したときは、修了証を交付するとともに、直ちに県に報告するものとする。

(その他)

- 第10条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月7日から施行する。
- 2 この要領の施行前に養成研修及び継続研修の修了証書の交付を受けている者は、改正後の要領第7条の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年10月25日から施行する。
- 2 この要領の施行日において既に評価調査者として名簿に搭載されたことがある者については、第5条第3項中「当該研修を修了した日から」とあるのは、「島根県の評価調査者として名簿に登載された日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定は平成25年度以降の養成研修受講者に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

【福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修カリキュラム】

研修課目	形態・時間数	目的	内容
第三者評価の理念と基本的な考え方	講義・1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
第三者評価の全体像	講義・1時間30分	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	島根県が行う第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
評価調査者の役割と倫理	講義・1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義・6時間	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
利用者調査の方法等について	講義・2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
書面（事前）審査の着眼点	講義および演習・3時間	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
訪問調査の着眼点	演習・4時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習Ⅰ	実習・7時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
実習Ⅱ	実習・3時間	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
まとめ	全体会・2時間	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

【福祉サービス第三者評価 評価調査者継続研修カリキュラム】

研修課目	形態・時間数	目的	内容
第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	島根県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	島根県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返し、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。

【福祉サービス第三者評価 更新時研修カリキュラム】

研修課目	形態・時間数	目的	内容
社会福祉制度の動向	講義・1時間30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
分野ごとの第三者評価のポイント	講義・2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組みや留意すべきポイントについて講義を行う。
演習	演習・2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。